

# 岐阜県公報

第四百四十九号  
令和五年十二月一日

(金曜日)

## 目次

### 規則

岐阜県クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則

(生活衛生課) 五四九

岐阜県興行場法施行細則の一部を改正する規則

(同) 五五一

岐阜県美容師法施行細則の一部を改正する規則

(同) 五五三

岐阜県美容師法施行細則の一部を改正する規則

(同) 五五五

岐阜県旅館業法施行細則の一部を改正する規則

(同) 五五七

岐阜県食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則の一部を改正する規則

(同) 五五九

岐阜県公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則

(同) 五五九

### 告示

農業振興地域の指定に関する告示の一部改正

(農村振興課) 五六一

保安林に指定する予定である旨の通知

(森林保全課) 五六一

保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知

(同) 五六一

建築基準法に基づく数値等の変更

(建築指導課) 五六二

### 公示

県営土地改良事業の緊急防災工事計画の決定

(農地整備課) 五六二

落札者等に関する公示

(水道企業課) 五六二

## 規則

岐阜県クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年十二月一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第六十九号

岐阜県クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則

岐阜県クリーニング業法施行細則(昭和二十五年岐阜県規則第四十号)の一部を次のように改正する。

第十条の次に次の一条を加える。

第十条の二 省令第二条の二の規定による営業者の地位の承継届出書は、別記第四号様式の二によるものとする。

第十一条中「第二条の二」を「第二条の三」に改める。

第十二条中「第二条の三」を「第二条の四」に改める。

第十三条中「第二条の四」を「第二条の五」に改める。

別記第一号様式注中第三号及び第四号を削り、第五号を第三号とし、第六号を第四号とする。

別記第一号様式の二注第三号及び第四号を削る。

別記第四号様式の次に次の一様式を加える。

第4号様式の2 (第10条の2関係)

年 月 日

岐阜県 保健所長様

住 所  
氏 名

年 月 日生  
(法人にあつては、所在地、名称及び代表者の氏名)

電話番号

営 業 者 地 位 承 継 届 出 書

譲渡により クリーニング所 無店舗取次店 営業者の地位を承継したので、クリーニング業法第5条の

3第2項の規定により届け出ます。

譲 渡 人	氏名又は名称 (法人にあつては、代表者の氏名: )
	住所又は所在地
ク リ ー ニ ン グ 所 又 は 無 店 舗 取 次 店	名 称
	※ 所 在 地
譲 渡 の 年 月 日	年 月 日

注 ※の欄は、無店舗取次店の場合は、業務用車両の保管場所及び自動車登録番号又は車両番号を記入すること。

添付書類

- 1 営業の譲渡が行われたことを証する書類
- 2 他にクリーニング所を開設し、又は無店舗取次店を営んでいるときは、当該クリーニング所又は無店舗取次店ごとの次に掲げる事項を記載した書類
  - (1) クリーニング所又は無店舗取次店の名称
  - (2) クリーニング所の所在地又は無店舗取次店の業務用車両の保管場所及び自動車登録番号若しくは車両番号
  - (3) 従事者数
  - (4) 従事者中にクリーニング師のある場合は、その氏名

## 附 則

- 1 この規則は、令和五年十二月十三日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の岐阜県クリーニング業法施行細則の規定により作成されている用紙（以下「旧用紙」という。）がある場合においては、この規則による改正後の岐阜県クリーニング業法施行細則の規定にかかわらず、旧用紙をそのまま使用することを妨げない。

岐阜県興行場法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年十二月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第七十号

## 岐阜県興行場法施行細則の一部を改正する規則

岐阜県興行場法施行細則（昭和三十二年岐阜県規則第六十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項ただし書及び同項第四号を削り、同条の次に次の一条を加える。

（譲渡の場合の承継の届出）

第二条の二 法第二条の二第二項の規定による譲渡による営業者の地位の承継の届出をしようとする者は、別記第一号様式の二による届出書を知事に提出しなければならない。

2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 興行場営業の譲渡が行われたことを証する書類
- 二 届出者が法人の場合にあつては、定款又は寄附行為の写し

第五条中「前二条」を「前三条」に改める。

別記第一号様式1添付書類第四号を削り、同様式2記載上の注意を次のように改める。

## 2 記載上の注意

仮設又は臨時で行う興行場については、参考事項欄に興行期間を記載すること。

別記第一号様式の次に次の一様式を加える。

第1号様式の2 (第2条の2関係)

年 月 日

岐阜県 保健所長様

住 所

氏 名

年 月 日生

電 話

(法人にあつては、所在地、名称及び代表者の氏名)

## 興行場営業承継届出書 (譲渡)

興行場法第2条の2第1項の規定により、譲渡によつて興行場営業者の地位を承継したため、同条第2項の規定により届け出ます。

興 行 場	名 称	
	所 在 地	
	営業許可指令番号	
	営業許可年月日	年 月 日
譲 渡 人	住所又は所在地	
	氏名又は名称	(法人にあつては、代表者の氏名: )
譲 渡 の 年 月 日		年 月 日

添付書類

- 1 興行場営業の譲渡が行われたことを証する書類
- 2 届出者が法人の場合にあつては、定款又は寄附行為の写し

附 則

- 1 この規則は、令和五年十二月十三日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の岐阜県興行場法施行細則の規定により作成されている用紙（以下「旧用紙」という。）がある場合においては、この規則による改正後の岐阜県興行場法施行細則の規定にかかわらず、旧用紙をそのまま使用することを妨げない。

岐阜県理容師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年十二月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第七十一号

岐阜県理容師法施行細則の一部を改正する規則

岐阜県理容師法施行細則（昭和三十四年岐阜県規則第六十号）の一部を次のように改正する。

第三条の次に次の見出し及び一条を加える。

（地位の承継届出書の様式）

第三条の二 省令第 20 条の二の規定による理容所用設備の地位の承継届出書は、別記第二号様式の二によるものとする。

第四条の前の見出しを削る。

別記第一号様式を次のように定める。

注 1 不要の箇所は、抹消すること。

2 印欄は、記入しないこと。

3 添付書類

(1) 理容師については、結核、皮膚疾患その他厚生労働大臣の指定する伝染性疾病の有無に関する医師の診断書及び管理理容師たる資格をもち有する者にあつてはその資格を証する書類

(2) 外国人が届出をするに当たつては、(1)の書類のほか、住民票の写し（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限る。）

別記第二号様式の次に次の一様式を加える。

第2号様式の2 (第3条の2関係)

年 月 日

岐阜県 保健所長様

住 所

氏 名

年 月 日生

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電 話

理容所開設者地位承継届出書

譲渡により理容所開設者の地位を承継したので、理容師法第11条の3第2項の規定により届け出ます。

譲 渡 人	氏名又は名称	(法人にあつては、代表者の氏名： )
	住 所	
理 容 所	名 称	
	所 在 地	
譲 渡 の 年 月 日		年 月 日

添付書類

- 1 営業の譲渡が行われたことを証する書類
- 2 外国人が届出をするにあつては、住民票の写し(住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限る。)

附 則

- 1 この規則は、令和五年十二月十三日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の岐阜県理容師法施行細則の規定により作成されている用紙（以下「旧用紙」という。）がある場合においては、この規則による改正後の岐阜県理容師法施行細則の規定にかかわらず、旧用紙をそのまま使用することを妨げない。

岐阜県美容師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年十二月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第七十二号

岐阜県美容師法施行細則の一部を改正する規則

岐阜県美容師法施行細則（昭和三十四年岐阜県規則第六十一号）の一部を次のように改正する。

第三条の次に次の見出し及び一条を加える。

（地位の承継届出書の様式）

第三条の二 省令第20条の二の規定による美容所開設者の地位の承継届出書は、別記第二号様式の二によるものとする。

第四条の前の見出しを削る。

別記第一号様式を次のように定める。

注 1 不要の箇所は、抹消すること。

2 印欄は、記入しないこと。

3 添付書類

(1) 美容師については、結核、皮膚疾患その他厚生労働大臣の指定する伝染性疾病の有無に関する医師の診断書及び管理美容師たる資格をもち有する者にあつてはその資格を証する書類

(2) 外国人が届出をするに当たつては、(1)の書類のほか、住民票の写し（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限る。）

別記第二号様式の次に次の一様式を加える。

第2号様式の2 (第3条の2関係)

年 月 日

岐阜県 保健所長様

住 所

氏 名

年 月 日生

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電 話

## 美容所開設者地位承継届出書

譲渡により美容所開設者の地位を承継したので、美容師法第12条の2第2項の規定により届け出ます。

譲 渡 人	氏名又は名称	(法人にあつては、代表者の氏名： )
	住 所	
美 容 所	名 称	
	所 在 地	
譲 渡 の 年 月 日		年 月 日

## 添付書類

- 1 営業の譲渡が行われたことを証する書類
- 2 外国人が届出をするに当たっては、住民票の写し（住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限る。）



附 則

- 1 この規則は、令和五年十二月十三日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の岐阜県美容師法施行細則の規定により作成されている用紙（以下「旧用紙」という。）がある場合においては、この規則による改正後の岐阜県美容師法施行細則の規定にかかわらず、旧用紙をそのまま使用することを妨げない。

岐阜県旅館業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年十二月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第七十三号

岐阜県旅館業法施行細則の一部を改正する規則

岐阜県旅館業法施行細則（昭和三十六年岐阜県規則第五十九号）の一部を次のように改正する。

- 1 第一条の二第一項ただし書及び同項第八号を削り、同項第九号を同項第八号とし、同条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、同条第二項第二号中「前項第二号」を「第一項第二号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。
  - 2 省令第一条の三第一項の規定による承認申請書は、別記第二号様式の二によるものとし、次に掲げる書類を添付しなければならない。
    - 一 旅館業の譲渡を証する書類
    - 二 譲受人が法人の場合にあつては、譲受人の定款又は寄附行為の写し
    - 三 前項第二号に規定する書類
    - 四 その他知事が必要と認めるもの
- 別記第一号様式備考第三号を削る。  
別記第二号様式の次に次の一様式を加える。

第 2 号様式の 2 (第 1 条の 2 関係)

年 月 日

岐阜県 保健所長様

<譲受人>

住 所

氏 名

電話番号

<譲渡人>

住 所

氏 名

電話番号

( 法人にあつては、その名称、事務所の所  
在 地及び代表者の氏名 )

承 継 承 認 申 請 書

旅館業法第3条の2第1項の規定により譲渡による旅館業の営業の承継の承認を受けたいので関係書類を添えて申請します。

営業施設	名 称	
	所 在 地	
営 業 の 種 別		旅館・ホテル営業 簡易宿所営業 下宿営業
営業許可指令番号		
営業許可年月日		年 月 日
譲受人	住 所	
	氏 名	
	生年月日	年 月 日
譲渡人	住 所	
	氏 名	
譲渡の予定年月日		年 月 日
法第3条第2項該当の有無		
法第3条第3項に該当する施設との距離		まで メートル
その他参考事項		

備考1 「営業の種別」の欄は、該当するものを○で囲むこと。

2 「譲受人」及び「譲渡人」の欄は、法人にあつては、その名称、事務所の所在地及び代表者の氏名を記入すること。

3 欄内に記入しきれないときは、別紙に記入すること。



第1号様式の2 (第2条の2関係)

年 月 日

岐阜県 保健所長 様

住 所

氏 名

年 月 日生

電 話

(法人にあっては、その名称、  
事務所所在地及び代表者の氏  
名)

公 衆 浴 場 営 業 承 継 届 書

譲渡により公衆浴場営業者の地位を承継したので、公衆浴場法第2条の2第2項の規定により届け出ます。

譲 渡 人	氏名又は名称	(法人にあっては、代表者の氏名： )
	住 所 又 は 事務所所在地	
公 衆 浴 場	名 称	
	所 在 地	
譲 渡 の 年 月 日		年 月 日

添付書類

- 1 浴場業の譲渡が行われたことを証する書類
- 2 届出者が法人の場合にあっては、定款又は寄附行為の写し

附則

- 1 この規則は、令和五年十二月十三日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の岐阜県公衆浴場法施行細則の規定により作成されている用紙（以下「旧用紙」という。）がある場合においては、この規則による改正後の岐阜県公衆浴場法施行細則の規定にかかわらず、旧用紙をそのまま使用することを妨げない。

告示

岐阜県告示第四百九十六号

農業振興地域の指定に関する告示（昭和四十六年岐阜県告示第六百三三号）の一部を次のように改正する。

令和五年十二月一日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 関地域の部を次のように改める。

一 関地域

関市の区域のうち、別図の青色で着色した区域

（「別図」は省略し、その関係図面は、岐阜県農政部長振興課及び岐阜県中濃農林事務所に備え置いて一般の縦覧に供する。）

岐阜県告示第四百九十七号

農業振興地域の指定に関する告示（昭和四十八年岐阜県告示第二百九十九号）の一部を次のように改正する。

令和五年十二月一日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 各務原地域の部を次のように改める。

一 各務原地域

各務原市の区域のうち、別図の青色で着色した区域

（「別図」は省略し、その関係図面は、岐阜県農政部長振興課及び岐阜県岐阜農林事務所に備え置いて一般の縦覧に供する。）

岐阜県告示第四百九十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

令和五年十二月一日

岐阜県知事 古田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

本巢市根尾下大須字和井谷八七五の二、八七五の五、八七五の六

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

（一）立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（二）立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部森林保全課及び本巢市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第四百九十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通

知を受けたので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

令和五年十二月一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

揖斐郡揖斐川町塚字塚奥山五五七の一、五五七の八、門入字不動山三三八六の一、字蔵ヶ谷三三八七の二

二 保安林として指定された目的

水源の涵養

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が存在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部森林保全課及び揖斐川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第五百号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第五十二条第一項第八号及び第二項第三号、第五十三条第一項第六号、第五十六条第一項第二号並びに別表第三五の項(の欄)の規定により数値等を次のとおり変更するので告示する。

令和五年十二月一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 変更する区域

関都市計画区域のうち関市に係る用途地域の指定のない区域

二 区域の区分及び制限の数値

次のとおりとする。

「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県都市建設部建築指導課、岐阜県中濃建築事務所及び関市基盤整備部都市計画課に備え置いて縦覧に供する。

三 適用年月日

令和五年十二月一日

公 示

県営土地改良事業の緊急防災工事計画の決定

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条の四第一項の規定により、次の地区に係る県営土地改良事業の緊急防災工事計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公示し、当該緊急防災工事計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和五年十二月一日

岐阜県知事 古 田 肇

施行に係る地区名	縦 覧 場 所	縦 覧 期 間
東 蛇 池 地 区	垂 井 町 役 場	同 令 和 五 年 十 二 月 一 日 正 午 一 時 以 降 正 午 四 時 以 降 正 午 一 時 以 降 正 午 四 時 以 降

落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成七年岐阜県規則第百二十号)第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

令和五年十二月一日

岐阜県知事 古 田 肇

<p>1 購入物品及び数量 岐阜県東部広域水道事務所浄水場等で使用する電気 (予定数量) 13,477,400kWh</p> <p>2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札</p> <p>3 入札公告を行った日 令和5年10月4日</p> <p>4 落札者を決定した日 令和5年11月15日</p> <p>5 落札者の住所及び氏名 愛知県名古屋市中区東新町1番地 中部電力ミライズ株式会社 代表取締役 社長執行役員 大谷 真哉</p> <p>6 落札金額 298,520,492円</p> <p>7 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地 (1) 部署の名称 岐阜県東部広域水道事務所総務課契約係 (2) 所在地 瑞浪市釜戸町2190番地12</p>	
---	--

令和五年十二月一日発行

発行者  
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号  
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三  
岐阜文芸社